

平成 31 年 2 月 15 日
国立研究開発法人科学技術振興機構
業務・システム部

民間競争入札実施事業
「JST セキュリティ監視運用業務」の実施状況について
(平成 29 年度・30 年度)

I. 事業の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「当機構」という。）のセキュリティ監視運用業務（以下「本業務」という。）については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）」に基づき、平成 29 年度から公共サービス改革基本方針に従って民間競争入札を実施している。当該法律の下での事業の運用は、第 1 期目である。

1. 委託業務内容

本業務は、当機構の総合的なセキュリティ対策のため、セキュリティ機器、ネットワーク機器、接続回線のセキュリティ監視とセキュリティインシデント対応、及び機器の稼働監視と運用を行うものである。

当機構のネットワーク環境は、ルータ、スイッチングハブ等のネットワーク機器と、IPS、ファイアウォール、WAF 等のセキュリティ機器、及びサーバ類、端末で構成されている。

当機構の主な事業はインターネットを通じて情報発信を行っていることから、インターネット接続環境は 24 時間安定稼働する必要がある。

また、当機構の中期目標には「政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。」とあり、外部からのサーバへの攻撃や、端末への標的型攻撃など、様々な脅威への対応や、24 時間のセキュリティ機器のログ監視とセキュリティインシデントが発生した際の速やかな対応が求められている。

これらを総合的に解決するため、インターネット接続環境及びセキュリティ機器等の監視を行い、問題が発生した場合の速やかなインシデント対応が可能な環境と体制を整える。

2. 業務委託期間

平成 29 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日（2 年 6 ヶ月）

3. 受託事業者

富士通株式会社

4. 実施状況評価期間

平成 29 年 10 月から平成 30 年 11 月までの 13 ヶ月間

5. 受託事業者決定の経緯

「国立研究開発法人科学技術振興機構 JST セキュリティ監視運用業務」における民間競争入札実施要項に基づき、入札参加者（1 者）から提出された提案書について、実施要項に定める評価委員会(平成 29 年 5 月 16 日開催)において審査した結果、評価基準を満たしていた。入札説明会には 7 者の参加があった。

入札価格については、平成 29 年 6 月 2 日に開札した結果、予定価格の範囲内での応募であり、総合評価を行ったところ、上記の者が落札者となった。

II. 達成すべき質の達成状況及び評価

民間競争入札実施要項において定めた民間事業者が確保すべきサービスの質の達成状況に対する当機構の評価は、下表のとおり。

評価事項	測定指標	評価
納品物の納期遵守	納品物の納期遵守率 100%納期遵守	実施期間中の納品物納期遵守率は、100.0%である。よって、左記指標の目標を達成している。
監視パケット損失	監視のために送受信されるパケットの損失の割合。月に 5 分以内の損失 0.01%以下	実施期間中の監視パケット損失の割合は、0.00%である。よって、左記指標の目標を達成しており、サービスの質は確保されている。
セキュリティログ受信損失	請負者による分析が行われずに失われたセキュリティログの時間の割合。月に 5 分以内のログ損失 0.01%以下	実施期間中のセキュリティログの受信損失の割合は、0.00%である。よって、左記指標の目標を達成しており、サービスの質は確保されている。
セキュリティインシデント通知時間	セキュリティインシデントを示すログを受信してから当機構担当者に連絡開始するまでの時間 30 分以内	実施期間中のセキュリティインシデントを示すログ受信から当機構担当者への連絡で左記時間を超えた回数は、0 回である。よって、左記指標の目標を達成しており、サービスの質は確保されている。
サンドボックスが検出した	サンドボックスのマルウェア	実施期間中のサンドボックス

マルウェアの判断時間	ア検出のログを受信してから独自の判断を完了するまでの時間 30 分以内	スのマルウェア検出ログを受信してから独自の分析を完了するまでの時間が 30 分を超えた回数は、0 回である。よって、左記指標の目標を達成しており、サービスの質は確保されている。
セキュリティインシデント発生時の初動対応	セキュリティインシデント発生の連絡を当機構担当者にしてから、通信遮断等の対応を行うまでの時間 30 分以内	実施期間中のセキュリティインシデント発生の連絡を当機構担当者にしてから通信遮断等の対応を行うまでの時間が 30 分を超えた回数は、0 回である。よって、左記指標の目標を達成しており、サービスの質は確保されている。
機器の設定変更依頼から開始までの時間	当機構担当者から依頼を受けて作業を開始するまでの時間 3 時間以内	実施期間中、当機構担当者から依頼を受けて設定した時刻から、作業を開始するまでの時間が 3 時間を超えた回数は、0 回である。よって、左記指標の目標を達成しており、サービスの質は確保されている。
機器のソフトウェアアップデート依頼から開始までの時間	当機構担当者から依頼を受けて作業を開始するまでの時間 3 時間以内	実施期間中、当機構担当者から依頼を受けて設定した時刻から、作業を開始するまでの時間が 3 時間を超えた回数は、0 回である。よって、左記指標の目標を達成しており、サービスの質は確保されている。
IPS のシグネチャリリースからアップデート開始までの時間	シグネチャのリリースからアップデート作業を開始するまでの時間 1 営業日以内	実施期間中のシグネチャのリリースからアップデート作業を開始するまでの時間が 1 営業日を超えた回数は、0 回である。よって、左記指標の目標を達成しており、サービスの質は確保されている。
セキュリティログ保存損失	保存しているセキュリティログの損失 少なくとも 6 ヶ月分の損失 0%	実施期間中、6 ヶ月以内のログを損失した期間(日)の割合は、0%である。よって、左記指標の目標を達成しており、サービスの質は確保されている。

Ⅲ. 実施経費の状況及び評価

1. 従来の実施経費と比較する費用（平成 29 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで）

（注）当該契約は、JST セキュリティ監視業務（平成 29 年度下期～平成 31 年度）の調達。

317,750,000 円（税抜）

この金額には前回契約にはない仕様（JST 共通 IT 基盤の更新に伴う諸作業等）が含まれているため、該当する経費（21,408,666 円）を除外して経費算定した結果は、下記の通り。

296,341,334 円（税抜）

※ 1ヶ月相当：296,341,334÷契約期間 30 か月＝9,878,044 円…(a)

-

2. 評価

前回（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）

（注）当該契約は、JST セキュリティ監視業務（平成 29 年度上期）の調達。

59,050,000 円（税抜）

※ 1ヶ月相当：59,050,000÷契約期間 6 か月＝9,841,666 円…(b)

増加額：(a)－(b)＝36,378 円…(c)

増加率：(c)／(b)＝0.37%

市場化テストを実施前と比較して、単月度に換算して 36,378 円（0.37%）と増加した。

以上から、前回契約より、コスト面での効果は無かったが、安定したセキュリティ監視を実施した。

Ⅳ. 民間事業者からの提案による改善実施事項等

業務調達時や実務実施時における民間事業者から提案のあった主な改善等については、次のとおり実施されている。

- ①監視対象機器の更改に伴うログ受信対応やログ形式変更に対応している。
- ②ブラックリスト登録のシステム上限に対する対策を実施している。
- ③報告書の様式を改善している。

Ⅴ. 全体的な評価

達成すべき質の達成状況について、Ⅱのとおり、平成 29 年度、30 年度ともに測定指

標を達成している。

実施経費については、Ⅲにも記載の通り、前回契約にはない仕様（JST 共通 IT 基盤の更新に伴う諸作業等）による経費増加の効果を除外して比較したが、経費削減の点で効果が無かった。

なお、Ⅳのとおり、民間事業者の業務改善提案が実施されたことで、アクセスを禁止すべきブラックリストを増加でき、また JST がより理解しやすい報告となったため、セキュリティ監視のレベルを向上することが可能になるなどの効果を上げている。

Ⅵ. 今後の事業

上記Ⅴのとおり、民間競争入札実施事業としての事業実施は、良好な状況にあると認められる。

以下、まとめると、次のようになる。

- ① 事業実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等を行ったりした事実はなかった。
- ② 達成すべき質として設定した項目及び民間事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ③ 入札にあたっては一者応札となったため、今後の競争性の確保に当たっては、より多くのセキュリティ監視サービスを展開している民間事業者へ入札参加を促すなど、多くの事業者が入札に参加するよう努める。

なお、次期事業の実施要項については、現在の実施要項の内容を継承することを予定しているが、より競争性を高めるため、事業者に対するヒアリングにおいて意見のあった「機器の監視業務」を次期実施要項より除外することとしたい。

以 上